

告示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、三郷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和二年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
三郷市立ピアラシテイ交流センター	埼玉県三郷市泉二丁目三十五番地	三郷市長	二百人
三郷中央におどりプラザ	埼玉県三郷市中央一丁目十四番地二	三郷市長	百人